

青森県報

第三千六百十号

平成二十四年
十月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高年齢福祉課) ……一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二

道路の区域の変更……………(道路課) ……三

道路の供用の開始……………(同) ……四

監査委員……………(事務局) ……四

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……四

公安委員会……………(組織犯罪対策課) ……八

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(組織犯罪対策課) ……八

告

示

青森県告示第七百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所		廃止の届出年月日	廃止年月日
			名称	所在地		
鎌田設備工業株式会社	弘前市大字藤野一丁目六の二	福祉用具貸与	水彩工房弘前中央	弘前市大字百石町四三	平成二四・九二	平成二四・九六
鎌田設備工業株式会社	弘前市大字藤野一丁目六の二	特定福祉用具販売	水彩工房弘前中央	弘前市大字百石町四三	"	"
株式会社 株式会社 株式会社	弘前市大字宮川一丁目一の二	訪問介護	ケアサポート十五番	弘前市大字宮川一丁目一の二	二四・九三	二四・九三
北部上北広域事務組合	上北郡野辺町字田狭四〇の九	短期入所介護	北部上北広域事務組合野辺地病	上北郡野辺町字鳴沢九の二	二四・八八	"

青森県告示第七百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 クエアライト株 式会社	八戸市小中野五 丁目一の一九	介護支援事業所 サルビア	八戸市小中野五 丁目一の一九	指定居宅介護支援事業者	名称 株式会社クエアライト	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年指 月日定
株式会社 アハート	八戸市大字新井 田字岩淵二の一	居宅介護支援事 業所シユカイ	八戸市大字新井 田字木戸場一九 の一	居宅介護支援事業を行う事業所	株式会社アハート	八戸市大字新井田字岩淵二の一	いわや介護相談	むつ市大畑町中 島七八の五二一	平成 二〇・一
株式会社 アイエス	むつ市大畑町中 島七八の五二一	所	むつ市大畑町中 島七八の五二一	指定居宅介護支援事業者	株式会社アイエス	むつ市大畑町中島七八の五二一	所	むつ市大畑町中 島七八の五二一	平成 二〇・三

青森県告示第七百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 クシ	弘前市大字 宮川二丁目	介護予防 訪問	弘前市大字 宮川二丁目	指定介護予防サービス	名称又は 氏名	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止の届 出年月日	廃 年月日 止
株式会社 クシ	弘前市大字 宮川二丁目	介護予防 訪問	弘前市大字 宮川二丁目	指定介護予防サービス	株式会社クシ	弘前市大字宮川二丁目	クシアサボ	弘前市大字宮川二丁目	二四・九三	二四・九三
株式会社 クシ	弘前市大字 宮川二丁目	介護予防 訪問	弘前市大字 宮川二丁目	指定介護予防サービス	株式会社クシ	弘前市大字宮川二丁目	クシアサボ	弘前市大字宮川二丁目	二四・九三	二四・九三

北部 上北 事務 組合	上北郡野 辺 四丁目 〇字 田狭 の九	介護予 短 予 療 期	北部 上北 事務 組合 野 辺 地 病 立	上北郡野 辺 九 地 一 二 字 鳴 沢	二四・八 八	"
----------------------	------------------------------------	-------------------------	---	--	-----------	---

青森県告示第七百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患者、 疑 別	頭数	発生 の 場 所 又 は 区 域	発 生 日 月 日
ヨネ病	牛	患 畜	一	十和田市	平成 二四・〇・一〇

青森県告示第七百六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十九年七月十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十四年十月二十二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで中泊町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十四年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

北津軽郡中泊町大字小泊字下前二〇七の三から同字下前一七五の一に至る地先

公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から①の地点までを順次に直線で結んだ線及び

の地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五四五
- 東経 一四〇度一六分二二秒八八九二
- の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五三八一
- 東経 一四〇度一六分二二秒九六二四
- の地点 北緯 四一度〇七分一四秒六三七八
- 東経 一四〇度一六分二二秒九九七一
- の地点 北緯 四一度〇七分一四秒〇三四一
- 東経 一四〇度一六分二九秒二八八九
- の地点 北緯 四一度〇七分一三秒九三四四
- 東経 一四〇度一六分二九秒二七二三
- の地点 北緯 四一度〇七分一三秒九一三九
- 東経 一四〇度一六分二九秒五二六八
- の地点 北緯 四一度〇七分一三秒九七〇二
- 東経 一四〇度一六分三二秒七〇八〇
- の地点 北緯 四一度〇七分一四秒五六四〇
- 東経 一四〇度一六分三二秒九六三六
- の地点 北緯 四一度〇七分一五秒〇〇八一
- 東経 一四〇度一六分三一秒一七三四
- の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五六一七
- 東経 一四〇度一六分三〇秒四〇六一
- の地点 北緯 四一度〇七分一六秒〇八三三
- 東経 一四〇度一六分三〇秒六九三〇
- の地点 北緯 四一度〇七分一六秒一五〇八

東経 一四〇度一六分二九秒六四一〇

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒二〇五四

東経 一四〇度一六分二八秒七八九五

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒三三三三

東経 一四〇度一六分二七秒九五〇二

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒二二四〇

東経 一四〇度一六分二七秒〇六〇五

の地点 北緯 四一度〇七分一六秒二五四六

東経 一四〇度一六分二六秒七四三六

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒一七五三

東経 一四〇度一六分二六秒六六三一

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒三〇四九

東経 一四〇度一六分二五秒一七七〇

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒三八五三

東経 一四〇度一六分二四秒三二六三

の地点 北緯 四一度〇七分一五秒四六二七

東経 一四〇度一六分三三秒四七五〇

②の地点 北緯 四一度〇七分一五秒五〇三八

東経 一四〇度一六分三三秒〇四九五

3 面積

九、四九一・五九平方メートル

青森県告示第七百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十一月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日

青森県知事 三村申吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	沖飯詰五所川原線	五所川原市大字長橋字広野五九三から五所川原市大字長橋字広野四六三の二まで	前	一一・一〇メートルから一一・六〇メートルまで	二七四・〇〇メートル	
				前	一一・一〇メートルから一一・九〇メートルまで	二八九・四〇メートル	
				後	一〇・〇〇メートルから一一・二〇メートルまで	二六六・三〇メートル	

青森県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十一月二十八日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道沖飯詰五所川原線	五所川原市大字長橋字広野五九三から五所川原市大字長橋字広野四六三の二まで	平成二四・一〇・三〇

監 査 報 告

監査結果に対する措置の公表

平成24年8月31日付け青監査第32号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長、青森県公安委員会委員長、青森県労働委員会会長及び青森県選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年10月29日

青森県監査委員 泉 山 哲 草
同 元 木 篤 子
同 同 工 藤 兼 人
同 同 岡 元 行 人

監査箇所名	監査結果	措置の内容
総務学事課	委託料において、概算払の精算手続が遅延しているものがある。	委託料について、その財務執行計画を一覧表にまとめ、事業担当者に加え、予算担当者もその執行状況をチェックすることとした。
東青地域県民局農税部 中南部地域県民局農税部 三八地域県民局農税部 西北地域県民局農税部 上北地域県民局農税部 下北地域県民局農税部	収入未済の解消に努めること。	個人県民税の収入未済額が県税全体の7割超を占める状況を踏まえ、これまで市町村との共同催告、共同徴収、徴収引継、徴収支援チームなどの徴収支援策を講じてきた結果、平成23年度は、5年振りに収入未済額の縮減が図られたところであり、今年度においては、本年4月に設立された市町村へ納付を積極的に実施することにより、引き続き個人県民税の収入未済額の縮減に市町村と協働して取り組んでいるところである。
東青地域県民局地域連携部	需用費に係る長期継続契約において、契約書に解除条項がないものがある。	監査での指摘後速やかに当該解除条項を加える変更契約書を締結した。また、平成18年2月15日付け青経理第179号の出納届通知「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める

中南地域県民局地域連携部	委託料において、入札手続が適正でないものがある。	条例の施行について、及び同局作成の「契約事務研修資料」を基に職場内研修を実施し、再発防止の周知を図った。 職員に対して今回の指摘内容を周知するとともに、指名業者の選定に当たっては、業務内容に適合する競争入札参加資格者名簿を適用するよう指導し、適正な財務事務の執行に努めることとした。
三八地域県民局地域連携部	使用料及び借債料において、証拠書類が適正でないものがある。	証拠書類が適正でないものについては、紛失した領収証書に代えて支払証明書を作成し、添付した。 併せて、担当者の起案が決裁を受けの際に、総務経理課長が職員ポータルシステムの内容と月日を入力しておき、後日、引出私を行ったときに担当者として総務経理課長とでダブルチェックできるようにし、確認の強化を図ることとした。
西北地域県民局地域連携部	会計員任命の事務手続が行われていなかったものがある。	管理室分室（農林水産部鰻ヶ沢庁舎、農村整備五所川原庁舎、農村整備つがる庁舎）において、平成23年5月31日までの間、会計員の任命がなされなかったものである。 今後は、人事異動等により会計員等の任免に不備が生じることのないよう、連携部長及び管理室長の事務引継項目に明記し、必ず年度当初に確認ができるように改善する。
環境政策課	収入未済の解消に努めること。	大気汚染常時監視自動計測器の売買契約に係る損害賠償金については、他自治体における和解状況について情報を収集して、今後、相手方と和解に向けた協議を行う。 また、過年度の不法投棄事件の執行に要した費用については、滞納者が生活保護受給者や住居不定で無職の者など資力のない者であるため、居住地の確認や財産調査により現状を確認し、含みの戸別訪問により支払方法について話し合いの上、支払計画書の提出や一部徴収を実施した。
県境再生対策室	収入未済の解消に努めること。	引き続き、滞納者への納付催告や財産調査、差押不動産の公売を実施する

がん・生活習慣病対策課	共通自動車乗車券及び乗車券管理簿の管理が適正でないものがある。	「共通自動車乗車券取扱基準」及び「共通自動車乗車券取扱基準の運用」について、課内周知を図り、適正な取扱いを徹底した。
医療薬務課	収入未済の解消に努めること。	看護師等修学資金の制度について、制度内容の理解を図るため、利用者に適切な周知を行う。 返還金が生じた場合は、対象者に返還理由について改めて説明し、返還の必要性を理解してもらおうとともに計画的な返還等について指導し、収入未済が発生しないよう指導していく。 また、滞納者の状況を把握し、電話や文書等による催促を行うとともに、収入未済の解消に努めていくこととした。
障害福祉課	負担金、補助及び交付金において、額の確定をしていないものがある。	当該補助金については速やかに確定処理を行った。今後について、複数年度に渡る事業における事務処理の適切な時期を把握するとともに、未処理・遅延が生じないよう、グループ内において事務の進捗管理を徹底することとした。
障害福祉課	収入未済の解消に努めること。	障害者扶養共済制度及び医療療育センターの利用に当たり、制度内容の理解を図るため、利用者に適切な周知を行う。 また、返還金が発生した場合は、返還金の理由及び必要性を改めて説明し、収入未済とならないよう指導していく。 納入期限までに履行しない者に対しては、速やかに滞納者の状況を把握しつつ、財務規則に規定する督促状を発送するとともに、電話や文書、訪問による催促を行っていく。今後も継続して収入未済の解消に努めていくこととした。
障害福祉課	需用費において、歳出科目が誤っているものが多数ある。	物品の購入に当たっては、担当グループマネージャーにおいて歳出科目をチェックし、疑義のあるものは出納局等に確認の上、執行することとした。

三八地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	各制度の手続き時点において制度利用者に対し詳しい説明を行い、制度を十分理解してもらおうことにより債権発生未然防止及び新たな収入未済の発生防止に努めていく。 収入未済が生じたときは、「三八地域県民局地域健康福祉部保健課総室収入未済金対策要領」、「三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室収入未済対策要綱」及び「三八地域県民局地域健康福祉部」なども相談総室収入未済金納入指導対策要領」等に基づき、検討を行うとともに、催告書による催告、居所不明者の調査、電話による納入指導、家庭訪問等により収入未済の解消に努めていくこととした。
田舎館食肉衛生検査所	需用費及び委託料に係る長期継続契約において、契約書に解除条項がないものがある。	長期継続契約については、必要条項の確認を徹底し、適正な契約を行うこととした。
商工政策課	収入未済の解消に努めること。	引き続き、延滞企業等への訪問や電話等による催促及び分割納入等の指導を行いながら回収に努めていく。 今後、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。
地域産業課	収入未済の解消に努めること。	債権者に対しては、戸別訪問による督促を行うなど債権回収につながる働きかけを継続するとともに、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。
青森県立むつ高等技術専門学校	違約金及び延納利息において、誤って加算金を測定しているものがある。	速やかに、減額調定処理を行った。今後、事務処理に過誤が生じないようチェック体制の充実を図る。
団体経営改善課	収入未済の解消	再審査についても免除決定の手續に準じた手續とする。再審査の結果を労政・能力開発課長に報告する。(二重チェック体制)

林政課	収入未済の解消に努めること。	に実施し、収入未済の解消に努めることとした。
農村整備課	収入未済の解消に努めること。	延滞者との面談を通じその解消に鋭意努力してきたところであり、引き続きその解消に努めることとした。
三八地域県民局地域農林水産部	財産の管理において、適正でないものがある。	引き続き清算人に対し原状回復を文書で働きかけるとともに、安全確保のため定期的に見回りを実施し、事故防止に努めることとした。
監理課	未利用財産の解消に努めること。	引き続き、適正に管理保全の上、売却もしくは貸付が可能な財産は隣接者に対する売却・貸付の交渉及び公共利用財産の市町村への財産移管交渉を継続していくこととした。
道路課	役務費において、支払手続が遅延しているものがある。	職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、支払スケジュールの管理を徹底する等、適正かつ迅速な事務処理に努めることとした。
港湾空港課	未利用財産の解消に努めること。	関係機関から情報収集を行い積極的に企業等に対しポータルサービス活動を実施し、未利用財産の解消に努めることとした。
青森空港管理事務所	賃金において、非常勤事務員に係る勤務の割振りが適正でないものがある。	関係規程等の遵守、内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。 なお、不適正勤務日については、時間外勤務として5月30日に追給した。
東青地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅使用料及び駐車場使用料については、引き続き毎月訪問や文書等による督促で未納解消に努めていくこととする。 道路占用料その他の土木使用料については、引き続き文書等による督促を行い債権の回収に努めていくこととする。

三八地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	土木使用料及び港湾施設使用料において、調定額が誤っているものがある。	職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制及び職員同士の相互チェックを強化し、適正な事務処理に努めることとした。
	収入未済の解消に努めること。	過大に徴収したもののについては返納し、過小に徴収したものについては追徴した。職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制及び職員同士の相互チェックを強化し、適正な事務処理に努めることとした。	職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制及び職員同士の相互チェックを強化し、適正な事務処理に努めることとした。
青森県立中央病院 上北地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	財務事務の執行において、管理監督者による相互チェック体制及び相互けん制が機能していない。	管理監督者を含む職員の財務事務研修等受講の推進及び自己検査制度の導入などにより、管理監督者による内部チェック体制及び相互けん制機能を強化し、財務事務の適正執行に努める。
	収入未済の解消に努めること。	過年度未収金の解消に努めること。	文書や電話での催促のほか、訪問徴収専門職員による計画的な訪問徴収や未納者に対する簡易裁判所への支払督促の申立てなどの未収金回収に取り組みつつ、未納者が支払計画について相

青森県立つくしが丘病院	当年度は、75,317,321円の純利益を計上したものの、累積欠損金が438,004,482円となつているので、その解消に努めること。	医業費用において、一括して発注すべきところ、分割して発注を行っているものがある。	発注から支払までの流れを再点検し、執行や単価が予想できる項目については単価契約を締結するなど、財務執行事務の合理化を図りつつ、管理監督者による内部チェック体制及び相互けん制機能を強化し、財務事務の適正執行に努める。
	過年度医業未収金の解消に努めること。	業費用において、一括して発注すべきところ、分割して発注を行っているものがある。	職員が予想できる項目については単価契約を締結するなど、財務執行事務の合理化を図りつつ、管理監督者による内部チェック体制及び相互けん制機能を強化し、財務事務の適正執行に努める。
学校施設課	委託料において、支払手続が遅延しているものがある。	発注から支払までの流れを再点検し、執行や単価が予想できる項目については単価契約を締結するなど、財務執行事務の合理化を図りつつ、管理監督者による内部チェック体制及び相互けん制機能を強化し、財務事務の適正執行に努める。	検査を完了し、債務が確定したもののについては、速やかに請求書を徴求し、支払手続を行うよう全課員に周知した。また、管理監督者及びグループ員は、管理表等により定期的に執行状況を確認し、業務管理を徹底することとした。
文化財保護課	負担金、補助及び交付金において、交付決定が遅延しているものがある。	再発を防止するため、補助事業者が複数となる補助金については、交付申請書が相当数揃った時点で速やかに交付決定を行うこととした。	再発を防止するため、補助事業者が複数となる補助金については、交付申請書が相当数揃った時点で速やかに交付決定を行うこととした。
青森県警察本部	収入未済の解消に努めること。	放置違反金の自主納付催促と滞納処分による財産差押え及び広報活動の徹底により納付率を高めることとした。	放置違反金の自主納付催促と滞納処分にによる財産差押え及び広報活動の徹底により納付率を高めることとした。
十和田警察署	需用費において、支払先を誤って	支払及び審査において、支出命令票と請求書の記載内容に誤りがないか、	支払及び審査において、支出命令票と請求書の記載内容に誤りがないか、

話しやすい仕組みづくりなど未然防止の取組についても強化し、未収金の圧縮に努める。

青森県労働委員会事務局	報酬において、支給漏れとなつて いるものがある。	担当者による相互の確認を徹底することとした。 所属内において職員に対し注意喚起した。また、総務担当者をはじめ複数職員が定期的に確認することにより、相互チェック体制を強化させ、適正処理に努めることとした。
青森県選挙管理委員会事務局	タクシー乗車券及び乗車券管理簿の管理が適正でないものがある。	共通自動車乗車券取扱基準に基づきタクシー乗車券及び乗車券管理簿の管理方法の見直しを行い、その改善策及びタクシー乗車券の使用方法について同員への周知を行った。また、支払時の乗車券・管理簿のチェック体制を強化し、未使用乗車券の適切な管理を図つていくこととした。

公安委員会

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十九日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

青森県公安委員会規則第六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会
員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年二月青森県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに法第十五条第一項」を、「法第十五条第一項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改め、「規定する事務」の下に「並びに法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務」を加える。

第二条中「又は第三十条の三」を、「第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十一第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月三十日から施行する。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>
---	---	--------------------------------------